

環水大総発第 2203302 号
環水大大発第 2203306 号
環水大自発第 2203303 号
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省水・大気環境局長

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

地方分権改革に関する「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）において、大気汚染防止法（昭和 45 年法律第 18 号）第 22 条第 1 項に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について、地域の実情に応じて測定局数（ダイオキシン類にあっては「測定地点数」とする。以下同じ。）を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和 3 年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講ずる、とされた。

この方針に基づき検討した結果、全国的に環境基準値を大きく下回っている一酸化炭素およびダイオキシン類について測定局数の算定方法の見直しを行い、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管総第 145 号）」（以下「処理基準」という。）の一部を別添 1 および 2 のとおり改正することとしたので通知する。なお、改正箇所については、別紙 1 および 2 の新旧表を参照されたい。

都道府県及び政令市においては、改正後の処理基準に基づき必要となる測定局又は測定地点の数を確保するとともに、それを適切に配置し、常時監視の実施に万全を期されたい。

(連絡先)

環境省水・大気環境局
総務課ダイオキシン対策担当
直通 03-5521-8291
課長補佐 吉田 勝利（内線 5466）

大気環境課

直 通 03-5521-8292
主 査 馬島 貴教（内線 5469）

自動車環境対策課

直 通 03-5521-8301
主 査 小林 駿司（内線 5491）